

令和2年度住宅瑕疵等に係る情報インフラ整備事業の募集についての公示

令和2年3月5日

国土交通省住宅局長 真鍋 純

令和2年度住宅瑕疵等に係る情報インフラ整備事業を行う民間事業者等の募集について公示する。

※本公募は令和2年度予算によるものであり、令和2年度予算成立が事業実施の前提となります。

I. 事業の概要

1. 事業名

住宅瑕疵等に係る情報インフラ整備事業

2. 事業の目的

本事業は、住宅瑕疵等に係る情報インフラ整備事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、既存住宅の品質向上、情報の非対称性の解消を図ることを目的とする。

3. 事業内容

民間事業者等が個別に保有する住宅瑕疵等に係る情報※の一元的な利活用の体制・システムを整備し、当該情報を用いて、瑕疵発生率の低減等による適切な維持管理やインスペクション等の促進といった既存住宅の品質向上、物件情報収集期間の短縮等による流通の円滑化（以下、「既存住宅の品質向上等」という。）を図ろうとする取組に対して支援する。

※住宅瑕疵等に係る情報：住宅の瑕疵に関する情報及び、住宅履歴情報など住宅の性能、品質に関する一連の情報であって、その分析・活用により、既存住宅における維持管理やインスペクション等の質の向上、流通の円滑化、適正な評価の促進が見込まれるもの。

4. 事業実施期間

本事業の実施期間は以下のとおり予定している。

令和2年4月上旬 ～ 令和3年3月19日（金）

II. 要件

1. 公募対象事業者の要件

次の(1)から(8)までの全ての要件を満たす者であること。

- (1) 事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (2) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (3) 住宅瑕疵等に係る分析された情報を横断的に活用できるように、住宅情報資源を保有す

る民間事業者等で構成する協議会であること。

- (4) 法人格のない協議会においては、代表提案者を定めること。
- (5) 交付申請時までに協議会の規約を定めること。
- (6) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (7) 平成 29 年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において補助金返還命令を受け、事業実施期間において補助金への申請が制限されるものではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係にないこと。

2. 公募対象事業の要件

次の要件を満たす、住宅瑕疵等に係る情報を一元的に検索・情報提供するためのデータベース及びシステム（以下、「情報インフラ」という。）を整備し、かつ、既存住宅の品質向上等を図るための情報を消費者等に提供するものであること。

(1) 共通の要件

- ・事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- ・補助期間終了後も継続的に実施できる見込みがあること。
- ・個人情報保護等、事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底するとともに、情報セキュリティが確保されたシステムとすること。
- ・住宅所有者及び住宅関連事業者等が簡便に情報を活用できるよう配慮した情報提供の方法とすること。
- ・本事業により得られた成果については広く一般の利用に供すること。
- ・事業の実施にあたっては、公平性及び中立性を確保すること。

(2) 対象とする住宅瑕疵等に係る情報に応じた要件

住宅瑕疵情報に関する事業の要件

- ・協議会に参加する民間事業者等が保有する住宅瑕疵情報について、住宅瑕疵の発生状況を分析し、分析された情報を基に住宅事業者等にとって住宅瑕疵の発生防止に活用できる情報を提供するものであること。
- ・住宅事業者や消費者向けの情報については、住宅瑕疵の発生防止に有益となる情報をあわせて提供するものであること。
- ・システムの取扱い対象とする住宅瑕疵情報の件数が、概ね 5 千件以上であること。

住宅履歴情報に関する事業の要件

- ・協議会に参加する民間事業者等が保有する住宅履歴情報について、既存住宅流通時における当該住宅履歴情報の活用を容易なものとするため、その所在について、一元的に問合せ対応可能なものとする。
- ・住宅履歴情報の情報項目については、利用者が利用しやすいよう、その標準化・共通化が図られるとともに、既存住宅流通時における重要事項説明時の「建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況」又は安心R住宅における安心R住宅調査報告書の「当該住宅に関する書類の保存状況等」に対応可能なものであること。
- ・システムの取扱い対象とする住宅履歴情報の件数が、概ね 5 万件以上であること。

Ⅲ. 補助金の額

(1) 補助額

補助率は定額とする。なお、令和２年度予算案は 64,000 千円であり、事業者の提案状況や提案書の審査等を踏まえて、採択上限額を決定するものとする。

(2) 補助対象経費

① 情報インフラの整備内容及び既存住宅の品質向上等を図るための情報提供の在り方の検討に要する経費

情報インフラの整備のための、仕組みや開発するシステム等の要件、情報提供の方法等の検討を行う経費。

② 情報インフラの整備に要する経費

検討の結果をもとに、システムやデータベース等を開発、改良するための経費。

※データの収集や既存データの整理等に係る経費は除く。

③ 情報インフラを活用して、既存住宅の品質向上等を図るための情報提供の試行に要する経費

開発した情報インフラを用いて、その実用性等を検証するために実施する試行にかかる経費。

Ⅳ. 審査方法

提出された提案書について書類審査等を行い、要件への適合性を確認するほか、事業の必要性、実現可能性、継続性について評価し、評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

Ⅴ. 提案書の作成及び提出等

1. 応募方法

(1) 募集期間等

説明書交付開始：令和２年３月５日（木）

提出書類の受付期間：令和２年３月５日(木)～令和２年３月１９日(木)17時 **必着**

採択結果の通知：令和２年３月下旬（予定）

(2) 提出方法

必要な書類を「３．問合せ及び提出先」の住所まで**郵送**又は**持参**にて提出すること。

郵送の場合、応募者に対して提出書類を受け取った旨の連絡は行わない。よって、応募者自身で配達状況を確認できる方法（配達記録郵便等）で送付すること。（提出期限必着）
郵送時は、表面に必ず「情報インフラ整備事業担当」及び「応募書類在中」と記入すること。

2. 問合せ及び提出先

本事業に関する質問は、文書（様式自由）により行うものとし、郵送、電送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

質問の受付期間：令和2年3月5日（木）～令和2年3月19日（木）17時まで

【問合せ及び提出先】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 湊、大町

電話番号：03-5253-8111（内線 39-446、39-471）

※土日祝日を除き、10:00～18:00 まで

FAX : 03-5253-1629

メール : minato-y28g@mlit.go.jp、ohmachi-a2xy@mlit.go.jp

3. その他

- ① 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 関連情報（本事業の応募にあたっての説明書の入手等）のための照会窓口は「3. 問合せ及び提出先」に同じ。
- ③ 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、申込者に対して補助事業者の取消を行うことがある。
- ⑤ 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- ⑥ 詳細は募集要領による。

以上